

第3回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成28年11月28日（月）午前10時

場所：板倉町中央公民館大ホール

報告第9号

館林市・板倉町合併協議会委員の変更について

館林市・板倉町合併協議会委員の変更について、別紙のとおり報告する。

平成28年11月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安樂岡 一 雄

平成28年9月に開催された館林市議会第3回定例会において、館林市議会議長に多田善洋氏が、副議長に泉澤信哉氏が就任したことに伴い、同年9月29日付で、本協議会委員を次のとおり変更した。

(敬称略)

規約	役職	変更後	変更前
2号委員	館林市議会議長	多田善洋	向井誠
	館林市議会副議長	泉澤信哉	多田善洋

【参考】

館林市・板倉町合併協議会規約（抜粋）

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の副市長及び副町長
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会から選出された議員各3名
- (4) 両市町の教育委員会の教育長
- (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (6) 両市町の長が協議して定めた両市町の職員
- (7) 協議会の設置請求代表者

2 委員は、非常勤とする。

議案第7号

新市基本計画の骨子について

新市基本計画の骨子について、別紙のとおり提案する。

平成28年11月28日

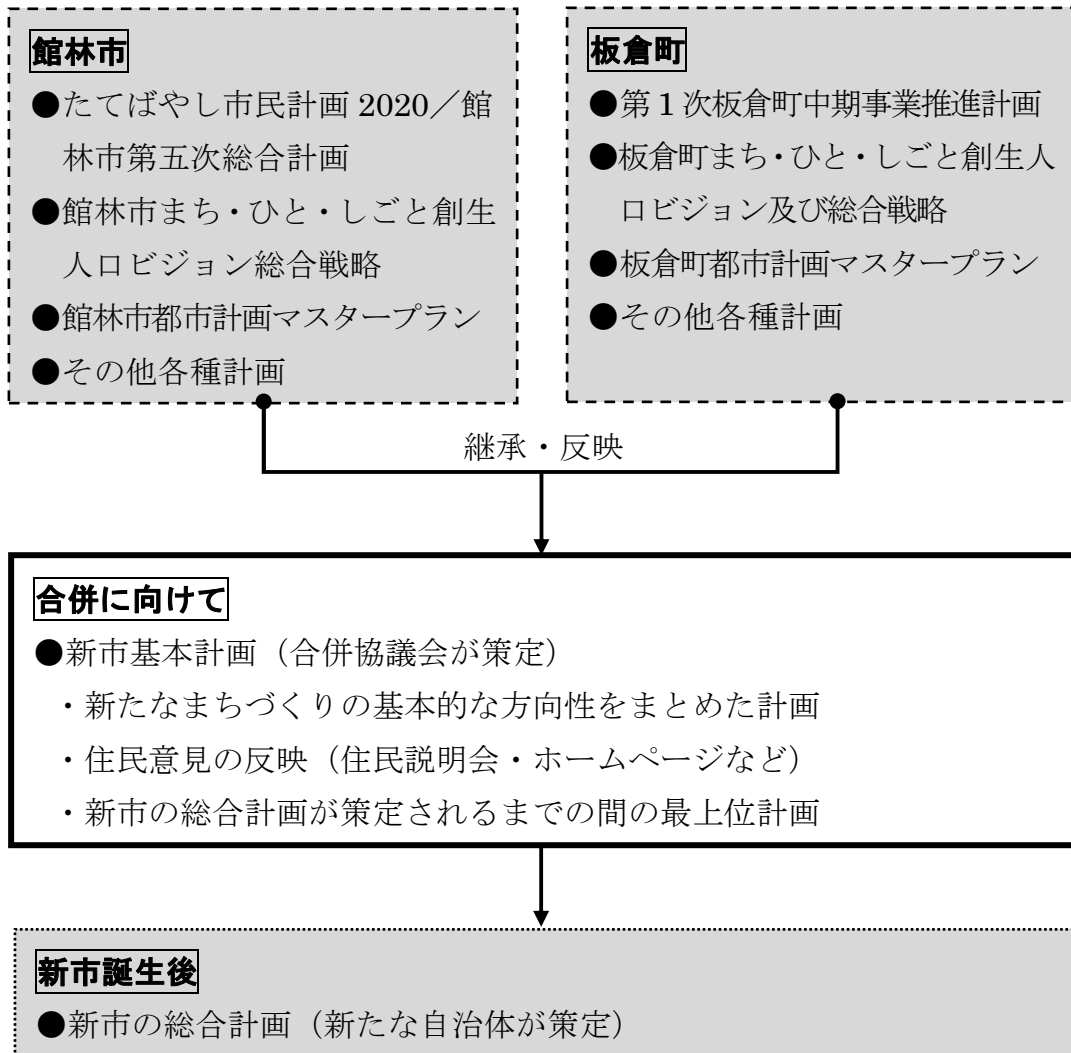
館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

館林市・板倉町 新市基本計画 骨子（案）

1 計画策定の趣旨と活用

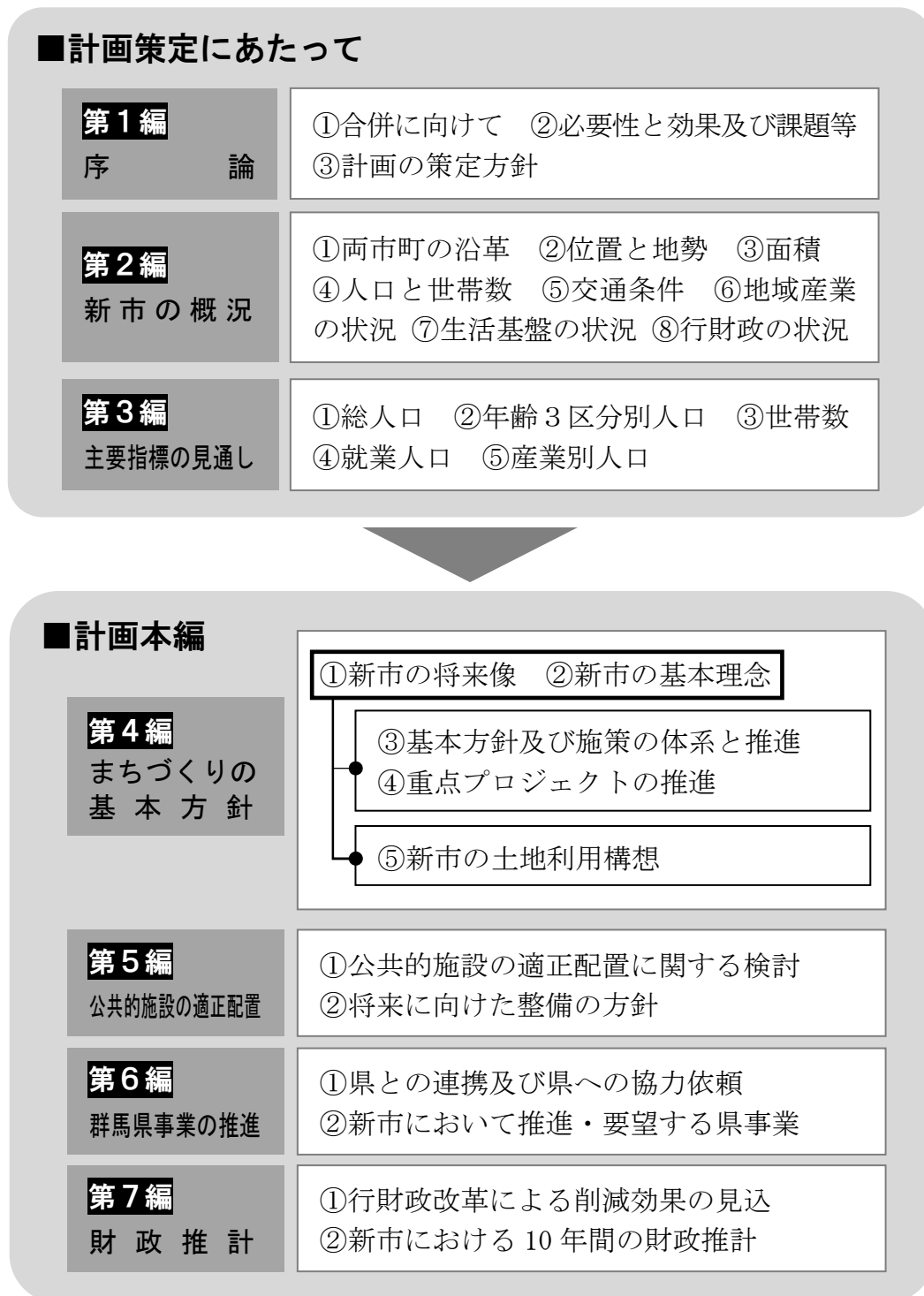
新市基本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、館林市及び板倉町の合併に際し、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的とし、計画に定めた内容を推進することにより、新市の一体性の確立及び住民福祉の向上を目指すものです。

新市基本計画に基づいた合併を行い、その後、速やかに新市の総合計画を策定し、これを推進することによって新市の発展を図ります。



2 計画の構成

新市基本計画は、以下の体系に基づき作成します。



3 新市の将来像

豊かな環境、誇れる歴史や文化を守り、これらをさらに発展させながら未来へ繋ぎ、市民と行政がともに考え協力しあいながら新たなまちを築く姿を想定し、新市の将来像を次のとおり定めます。

新市の将来像

まもる つなぐ きずく 新たな共創都市〇〇〇〇

4 新市の基本理念

新市の将来像を実現するため3つの基本理念を定めるとともに、この理念を踏まえたまちづくりを推進します。

まもる

都市と自然が共存する豊かな環境のもと、だれもが快適に暮らせる安全安心なまち

【考え方】 新市には、市街地を中心とした都市的な側面と、田園風景や川の景色など自然豊かな側面があります。これらの環境を今後も維持・発展させ、子どもからお年寄りまで、だれもが快適で安全安心に暮らせる『人が集い豊かな環境があるまち』をこれからも守り続けます。

つなぐ

誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びがあり、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち

【考え方】 新市には、それぞれの地域に誇れる歴史や文化があります。これらを生かした潤いや学びの継承・発展に取り組みます。また、だれもが健康でいきいきと暮らせるための様々な取り組みをさらに充実させ、『潤いと学びに満ち、市民がいつまでも健康に暮らせるまち』を次の世代へ繋ぎます。

きずく

市民がまちづくりの担い手となり、みんなでつくる活力と交流を生み出すまち

【考え方】 新市には、ボランティアや組織・団体・事業者、また、貴重な観光資源など多くの財産があります。市民がまちづくりの主役となり、観光や産業、地域間交流などの発展を通して新たなまちの魅力や活力を高めるなど、市民と行政がともに考え行動する『新たな共創都市』を築きます。

5 基本方針及び施策の体系と推進

新たなまちづくりを進めるにあたって6つの基本方針を定めるとともに、その取り組みを体系化し、実現に向けた各種施策を推進します。

豊かな環境と共生する安全安心なまち

【考 え 方】 自然環境との共生の観点から、循環型社会の実現に向けた地球温暖化対策や環境保全対策、下水道対策など、これまで両市町が実施してきた施策をさらに進めるとともに、防災・防犯体制や交通安全対策の強化に取り組むなど、自然を大切にした安全安心なまちづくりを進めます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた5つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

快適で利便性の高い住みよいまち

【考 え 方】 豊かな市民生活を支える便利で快適な住みよいまちの実現に向けて、道路や河川、公園の適切な維持管理を中心とした整備を進めるなど、良好な住環境を形成します。また、公共交通体系などのさらなる充実を図り、子どもからお年寄りまですべての市民にやさしい都市環境づくりを進めることによって、快適で利便性が高く住みよいまちづくりを目指します。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた4つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

すべての市民がいつまでも健康でいきいきと暮らせるまち

【考 え 方】 健康づくり事業や疾病予防対策、医療・介護体制の充実に取り組むとともに、子どもを安心して産み育てることができる環境整備を進め、高齢者、障がい者、低所得者などへの支援を強化することにより、若者からお年寄りまで、すべての市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた6つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びがあるまち

【考 え 方】 誇れる歴史や文化、伝統を市民が理解し、郷土を愛する心を育むとともに、すべての市民に生涯を通じた学びの場が保証されるよう生涯学習に向けた環境整備を進めます。また、学びを通して健全な社会性と豊かな人間性を身に付けた次世代を担う子どもを育てます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた5つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

活力と交流を生み出すまち

【考 え 方】 新市の豊かな資源や人材を生かした地場産業の振興を図るなど、経済活動のさらなる発展を目指すとともに、新たな産業の育成や企業誘致を推進し、雇用の拡大や安定を図ります。また、貴重な観光資源を活用し、新市の魅力発信に努めるなど、活力にあふれ交流を生み出すまちづくりを進めます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた5つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

市民とつくる新たなまち

【考 え 方】 新市の発展に向けて、市民や組織・団体と行政が一体となり、ともにまちづくりを進める体制をさらに推進します。このため、まちづくりを担う人材の育成、ボランティアやNPOなどの活動支援、住民相互の理解、住民意見の反映や行政情報の提供に努めます。また、合併による行財政改革を推進し、質の高い住民サービスを提供するなど、市民とつくる共創のまちづくりを進めます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた5つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

6 重点プロジェクトの推進

基本方針に基づいたまちづくりを進める中で、特に重要と考えられる8つの施策を重点プロジェクトと位置付け、これらの推進に取り組みます。

地域資源保全プロジェクト	
■施策の目的 ・自然や伝統文化の継承	■施策の内容 ▶水辺環境の保全と利活用（渡良瀬遊水地や茂林寺沼など） ▶自然保護意識の高揚促進 ▶文化財及び伝統文化の保全・継承
安全安心ネットワークプロジェクト	
■施策の目的 ・市民の健康増進 ・安全安心なまち	■施策の内容 ▶医療サービスの充実（医師の確保、救急医療体制の充実など） ▶高齢者・障がい者福祉の充実（地域包括ケアシステムの構築など） ▶健康づくりの推進（保健センター機能の充実など） ▶防災体制の強化（地域防災計画の見直しなど） ▶防犯対策の推進（地域全体での防犯活動など）
子育て支援プロジェクト	
■施策の目的 ・子どもの健やかな成長	■施策の内容 ▶妊娠・出産・子育てにおける各種サポート体制の充実 ▶保育環境の充実（保育園・児童館の機能拡充など） ▶ワーク・ライフ・バランスの推進
学びのあるまちづくりプロジェクト	
■施策の目的 ・学ぶ環境の充実	■施策の内容 ▶学校教育の充実（特色ある学校づくりなど） ▶生活圏に応じた学校区の検討 ▶生涯学習環境の充実（図書機能の充実など）

地域連結プロジェクト	
■施策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機能の充実 ・地域格差の解消 ・住民の意見反映 	■施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ➤道路ネットワークの形成（国道 354 号延伸整備、東部環状線改良事業など） ➤路線バスの充実（広域路線バス、市内循環バスの充実） ➤東武鉄道の利便性向上 ➤本庁舎・支所間等のネットワーク構築（自宅や勤務先から近い庁舎での行政手続きやサービスの提供） ➤各地域での意見交換会
観光・産業創出プロジェクト	
■施策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の有効活用 ・産業の育成と支援 	■施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ➤観光ネットワークの整備・強化（新たな観光ルートの創出など） ➤農産物のブランド化や6次産業化 ➤グリーン・ツーリズムの推進 ➤既存企業への各種支援 ➤企業・商業誘致の推進（新たな団地開発など）
パートナーシッププロジェクト	
■施策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政の協働 	■施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ➤市民活動の支援（市民との協働事業、新市の一体感醸成事業など） ➤行政区やボランティアなどとの連携強化
行財政改革プロジェクト	
■施策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・行政運営の効率化 	■施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ➤合併を生かした組織の再編と行政運営経費の削減 ➤公共的施設の整理・統合 ➤P D C A サイクル（計画・実行・評価・改善を繰り返した業務管理の手法）を活用した事務事業の改善

7 新市の土地利用構想

新市におけるまちづくりについては、地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすことを目的とし、道路や公園、住宅地など、さまざまな都市づくりに関する基本的・総合的・長期的な計画となる「都市計画マスタープラン」が両市町で定められています。

また、平成27年5月には、市町村の範囲を越えて広域的なまちづくりが必要な観点から、群馬県が東毛広域におけるまちづくりの方針（東毛広域都市計画圏：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）（都市計画区域マスタープラン）を定めています。

加えて、平成26年8月の都市再生特別措置法の一部改正を受け、現在1市4町（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）による「広域立地適正化計画」の策定に向けた検討を進めています。

以上のとおり土地利用を含むまちづくりの方針については、既に定められた計画や、両市町の合併を越えた広域的な計画もありますので、これらを反映したエリアごとの整備の方向性を示します。なお、新市の土地利用にあたって都市機能と自然との共存を継承し、地域的・文化的・産業的な要因を考慮しながら、新市全体が調和するまちづくりを進めます。

8 公共的施設の適正配置

既存の公共的施設については、効率的な行政運営を行うために重複する施設を中心に統合整備を検討する必要がありますが、急激な統廃合を行うことは、住民サービスや住民生活に影響を及ぼす恐れがあります。このため、交通網や情報通信など基盤整備の状況を踏まえ、市民の利便性が保たれるよう、また、住民意見や地域性に十分配慮した配置や整備を進めます。

また、新たな公共的施設の整備については、新市の財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分検討を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効活用することを基本に検討を進めます。

なお、公共的施設の整備や運営にあたっては、民間事業者の能力や経営ノウハウを幅広く活用し、必要に応じて指定管理者制度などの活用を検討するなど、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

9 群馬県事業の推進

新市のまちづくりにおいて、県が主体となる事業、また、県と新市が連携して行う事業が順調に進むことが重要となります。既に県が事業着手し施行中のものや、両市町が県へ要望している事業などがありますが、これらを県と協議・調整し、新

たなまちづくりの計画として推進します。

また、県の協力を得ながら、医師不足や社会保障の充実など、市民生活に深く関わる課題の解消に努めるとともに、道路整備や新たな団地開発など、新市の経済発展に結びつく事業を計画的に進めます。

10 財政推計

新市の財政推計は、合併後においても健全な財政運営を維持していくことを基本的な考え方として、合併を想定している平成30年度からその後の10年間（平成40年度）について、両市町の歳入歳出における過去の実績や現在の状況、また、今後の経済情勢や新市基本計画に基づいた今後の取り組みなどを基に普通会計ベースで推計します。

今後、審議・決定する合併協定項目により、推計が大きく異なる部分もありますが、合併のメリットである行財政改革を積極的に推進し、行政運営経費の削減に取り組むものとし、これらを財政推計に反映します。

また、財政推計は、新市の行政運営について1つの方向性を示すものであり、財政といった観点から、簡素で効率的な行政組織の構築や、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

議案第8号

合併協定項目1 合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成28年11月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安樂岡 一 雄

項 目	合併協定項目1 合併の方式
調整方針	合併の方式を提案するにあたり、事前に委員の意見を伺いたい。

合併の方式について（新設合併と編入合併の主な違い）

項目	新 設 合 併	編 入 合 併
自治体の名称	<p>次の記載事項について、新たな名称を用いた場合は、両市町について影響があり、合併前のいずれかの名称を用いた場合は、一方の自治体について影響がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明、書式等の変更 ・各種免許、資格等の住所変更 ・不動産、法人登記の住所変更 ・施設名、商号等の変更 ・看板、案内板の変更 ・資料、パンフレット等の住所変更 	左記に同じ。
自治体の首長	<p>選挙により新たな首長を選出する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長選挙費用 約1,700万円 ・町長選挙費用 約700万円 	編入する自治体の首長が在任する。
議会議員	<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時に新定数による選挙（費用約5千万円） ・議員報酬は削減 <p>在任特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時の選挙は不要 ・議員報酬は現行どおり ・特例適用後（2年以内）に新定数による選挙（費用約5千万円） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議選挙費用 約4,300万円 ・町議選挙費用 約700万円 ・両市町の合計 約5,000万円 	<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時の選挙は不要 ・議員報酬は削減 ・編入する自治体の議員の残任期間後に新定数による選挙（費用約5千万円） <p>在任特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時の選挙は不要 ・議員報酬は現行どおり ・編入する自治体の議員の残任期間後に新定数による選挙（費用約5千万円） <p>定数特例（編入時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時に増員選挙（編入される自治体の選挙費用が必要） ・編入される自治体の議員報酬は削減 ・編入する自治体の議員の残任期間後に新定数による選挙（費用約5千万円） <p>定数特例（編入時）＋定数特例（その後最初の選挙時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時に増員選挙（編入される自治体の選挙費用が必要）

項目	新 設 合 併	編 入 合 併
議会議員		<ul style="list-style-type: none"> ・編入される自治体の議員報酬は削減 ・編入する自治体の議員の残任期間後に旧市と旧町を別の選挙区とした選挙（費用約5千万円） ・4年後に新定数による選挙（費用約5千万円） <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">在任特例+定数特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時の選挙は不要 ・議員報酬は現行どおり ・編入する自治体の議員の残任期間後に旧市と旧町を別の選挙区とした選挙（費用約5千万円） ・4年後に新定数による選挙（費用約5千万円）
特別職	<p>すべての特別職を新たに選任する必要があるが、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会の委員については、各法令の規定に定められた手続きにより、合併後の一定期間その職務を行うことができる。</p>	<p>編入後の自治体において再編し、人員等を変更する場合は、新たな選任が必要となる。</p>
一般職	<p>組織機構の再編や職員配置、給与体系などを見直す必要がある。</p>	<p>編入される自治体の一般職を中心として、左記同様の見直しが必要となる。</p>
条例等	<p>すべての条例・規則を新たに制定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館林市 約1,000件 ・板倉町 約630件 	<p>合併に伴う必要な改正を行い、編入する自治体の条例・規則を適用する。</p>
予算	<p>暫定予算の期間が生じるため、一時的に義務的経費の支出しかできなくなり、大きな工事等については発注できない。</p>	<p>編入される自治体の予算については、編入する自治体と事前にその取り扱いを協議しておく必要がある。</p>
決算	<p>出納整理の期間がなく、打ち切り決算となる。</p>	<p>編入される自治体について、左記の状態が発生する。</p>
合併の 手続き	<p>県知事協議に加えて、県から総務大臣への協議が必要となる。</p>	<p>県知事協議のみが必要となる。</p>

協議第9号

合併協定項目23-6 消防防災関係事業について

消防防災関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成28年11月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

項 目	合併協定項目23-6 消防防災関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。2 災害対策本部については、合併時に再編する。3 防災情報設備については、合併時に統合する。4 避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。5 災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-6 消防防災関係事業	関係項目	1 地域防災計画
調整方針	地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○館林市地域防災計画</p> <p>【目的】 災害対策基本法の規定に基づき、館林市防災会議が作成するもので、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>【内容】 平成27年3月最終改正 第1編 総論 第2編 震災対策編（第1章災害予防） 第2編 震災対策編（第2章災害応急対策） 第2編 震災対策編（第3章災害復旧・復興） 第3編 風水害編 資料編</p> <p>○館林市防災会議 1 委員構成 市長ほか36名</p>		<p>○板倉町地域防災計画</p> <p>【目的】 災害対策基本法の規定に基づき、板倉町防災会議が策定するもので、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>【内容】 平成25年4月最終改正 【風水害】総則 【風水害】災害予防 【風水害】災害応急対策 【風水害】災害復旧復興 【震災対策】総則 【震災対策】災害予防 【震災対策】災害応急対策 【震災対策】災害復旧復興 【資料編】</p> <p>○板倉町防災会議 1 委員構成 町長ほか37名</p>	
			具体的な調整内容
			地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、それまでの間の経過措置として、現市町計画を存続適用させる。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 6 消防防災関係事業	関係項目	2 災害対策本部
調整方針	災害対策本部については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○災害対策本部</p> <p>【目的】 災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合、館林市地域防災計画により災害対策本部、もしくは災害警戒本部を設置して、災害応急活動等に必要とされる人員を確保するとともに防災関係機関との連携を確保し、災害予防及び災害応急対策を講じる。</p> <p>【概要】</p> <p>1 本部会議 本部長：市長 副本部長：副市長・教育長 本部員：各部長、消防本部消防長・邑楽館林医療事務組合事務局長 本部事務局：本部班、本部連絡員</p> <p>2 班編成 9部39班、現地配備員</p> <p>3 設置場所 館林市役所（庁舎に設置できない場合は、向井千秋記念子ども科学館又は市有施設）</p>		<p>○災害対策本部</p> <p>【目的】 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、板倉町地域防災計画の定めにより災害対策本部を設置して防災関係機関との連携を確保し、災害予防及び災害応急対策を講じ、又は実施する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 本部会議 本部長：町長 副本部長：副町長・教育長 本部員：町課局長職員・板倉消防署長・板倉消防団長</p> <p>2 班編制 6班</p> <p>3 設置場所 板倉町役場（役場が被災した場合は、板倉町中央公民館）</p>	
			具体的な調整内容
			災害対策本部については、新市の行政組織との整合性を図り、合併時まで調整する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 6 消防防災関係事業	関係項目	3 防災情報設備
調整方針	防災情報設備については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 防災行政無線（移動系） 市役所及び公民館等へ携帯無線を配置し、災害時の情報収集及び情報伝達に備えるもの。 基地親局 1（市役所）、移動局 28（公民館等）	1 設置していない	具体的な調整内容 防災情報設備については、館林市の例により合併時に統合する。 ただし、群馬県衛星系防災行政無線及びJアラート受信設備については、今後調整する。	
2 群馬県衛星系防災行政無線（県設備） 地上系及び衛星系の無線回線によるネットワークであり、平常時においても群馬県との行政事務連絡用として活用している。（電話機及びファックス）	2 群馬県衛星系防災行政無線（県設備） 地上系及び衛星系の無線回線によるネットワークであり、平常時においても群馬県との行政事務連絡用として活用している。（電話機及びファックス）		
3 たてばやし安全安心メール (1) 内容 防犯や防災にかかわる情報を携帯電話やパソコンに配信している。 (2) 登録件数 5,028 件（平成 28 年 4 月 1 日現在）	3 安全安心メール (1) 内容 防災やイベント開催などに関する情報を安全安心メールシステム登録者に対し送信している。 (2) 登録件数 1,977 件（平成 28 年 6 月 1 日現在）		
4 Jアラート受信設備 武力攻撃事態等の国民保護情報、緊急地震速報・噴火警報・大津波警報等の特別警戒情報を、緊急速報メール等により、国から住民まで直接瞬時に伝達するための全国瞬時警報システム。	4 Jアラート受信設備 武力攻撃事態等の国民保護情報、緊急地震速報・噴火警報・大津波警報等の特別警戒情報を、緊急速報メール等により、国から住民まで直接瞬時に伝達するための全国瞬時警報システム。		

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 6 消防防災関係事業	関係項目	4 避難所対策
調整方針	避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 避難場所</p> <p>(1) 避難場所等箇所数 79 箇所 避難施設 61 箇所 避難場所 18 箇所</p> <p>(2) 洪水ハザードマップの作成・配布</p> <p>(3) 回覧板用避難場所表示ステッカーの作成</p> <p>(4) 掲示板、コンビニへの避難場所表示ステッカー配布</p> <p>2 防災倉庫整備</p> <p>(1) 備蓄場所：防災倉庫 12 箇所</p> <p>(2) 災害時用トイレ等の資機材を備蓄品として購入。飲料水、食料は賞味期限に合わせて入替えを行っている。</p> <p>3 広域避難場所の確保（近隣市町と協議中） 館林市・邑楽郡一市五町</p>		<p>1 避難場所</p> <p>(1) 避難場所等設置箇所 33 箇所 避難施設 24 箇所 避難場所 9 箇所</p> <p>(2) 標識整備による周知</p> <p>(3) 防災マップ（洪水ハザードマップ）による周知</p> <p>(4) 避難所運営方法マニュアル(案)を作成中</p> <p>2 防災倉庫整備</p> <p>(1) 備蓄場所：町役場、公民館、浄水場及び小学校計 10 箇所</p> <p>(2) 毎年、計画的に防災備蓄品を追加整備しているほか飲料水、食料は賞味期限に合わせて入替えを行っている。</p> <p>3 広域避難場所の確保（近隣市町と協議中） 館林市・邑楽郡一市五町 加須市、古河市、栃木市、野木町（関東どまんなかサミット）</p>	
具体的な調整内容			
<p>指定避難所（避難区域）の設定については、新市において調整する。</p> <p>防災備蓄品の整備及び配置については、新市において調整する。</p> <p>広域避難所の確保については、現在進行している近隣市町との協議を新市が承継する。</p>			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 6 消防防災関係事業	関係項目	5 災害時応援協定
調整方針	災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○災害時応援協定</p> <p>【目的】 館林市地域防災計画に定める災害応急対策を効果的に実施するため、関係機関との協力体制を整え、災害発生時の対応に備える。</p> <p>【内容】 自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結している。 災害時相互応援協定、災害時救援、応急協定等 ・協定数 4 2 (平成 28 年 7 月 1 日現在)</p>		<p>○災害時応援協定</p> <p>【目的】 板倉町地域防災計画に定める災害応急対策を効果的に実施するため、関係機関との協力体制を整え、災害発生時の対応に備える。</p> <p>【内容】 自治体及び関係機関等と災害時の応援・協力協定を締結している。 災害時相互応援協定、災害時救援、応急協定等 ・協定数 3 2 (平成 28 年 7 月 1 日現在)</p>	
具体的な調整内容			
災害時応援協定については、合併後、新市において関係機関と協議のうえ締結する。			

協議第10号

合併協定項目23-7 交通関係事業について

交通関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成28年11月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

項 目	合併協定項目23-7 交通関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 交通安全計画については、合併時に統合する。2 交通指導については、合併時に統合する。3 広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-7 交通関係事業	関係項目	1 交通安全計画
調整方針	交通安全計画については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○館林市交通安全計画</p> <p>【目的】 交通安全対策基本法の規定による館林市交通安全計画に基づき、市民の交通安全意識の高揚を図り、良好な道路交通環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施する。</p> <p>【計画期間】 第10次館林市交通安全計画（平成28～32年度）</p>		<p>○板倉町交通安全計画</p> <p>【目的】 交通安全対策基本法に基づき、板倉町交通安全計画を策定し、交通の状況や地域の実態に即した交通安全に関する施策を具体的に定め、これを実施する。</p> <p>【計画期間】 第10次板倉町交通安全計画（平成28～32年度）</p>	
具体的な調整内容			
交通安全計画については、館林市の例により合併時に統合する。			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-7 交通関係事業	関係項目	2 交通指導
調整方針	交通指導については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○館林市交通指導員</p> <p>【目的】 交通の安全指導を行い、交通秩序の確立及び交通事故の防止に努める。</p> <p>1 任期 3年 2 定数 40人 3 任命 本市に居住する20歳以上の者 4 報酬</p> <p>隊長 年額 156千円 副隊長 年額 144千円 班長 年額 142千円 隊員 年額 136千円</p>		<p>○板倉町交通指導員</p> <p>【目的】 交通の安全指導を行い、交通秩序の確立及び交通事故の防止に努める。</p> <p>1 任期 3年 2 定数 11人 3 任命 本町に居住する者 4 報酬</p> <p>隊長 年額 135千円 副隊長 年額 130千円 隊員 年額 125千円</p>	
具体的な調整内容			
交通指導員については、館林市の例により合併時に統合する。ただし、活動内容等については、新市において調整する。			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-7 交通関係事業	関係項目	3 広域公共路線バス
調整方針	広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○広域公共路線バス</p> <p>【目的】 館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町における住民の需要に応じたバス等の旅客輸送の確保及びその他の旅客の利便性の増進を図る。</p> <p>1 路線数 8路線 「館林・板倉線」、「館林・板倉北線」、「館林・明和・板倉線」、「館林・千代田線」、「多々良巡回線」、「渡瀬巡回線」、「館林・明和・千代田線」、「館林・邑楽・千代田線」</p> <p>2 事業費（平成27年度決算） 運行費補助金 81,808千円 車両購入費補助金 15,200千円</p>		<p>○広域公共路線バス</p> <p>【目的】 館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町における住民の需要に応じたバス等の旅客輸送の確保及びその他の旅客の利便性の増進を図る。</p> <p>1 路線数 3路線 「館林・板倉線」、「館林・板倉北線」、「館林・明和・板倉線」</p> <p>2 事業費（平成27年度決算） 路線バス運行費負担金 17,160千円 車両購入費補助金 5,953千円</p>	
			具体的な調整内容
			広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。

寄せられたお問合せと事務局からの回答について

1 期間

平成28年7月15日から10月20日まで

2 お問合せ数及び方法

12件 【内訳】 9件（メール）

3件（電話）

3 お問合せの概要

- ・ホームページの有無に関するもの
- ・広域での合併を検討してほしいというもの（明和町も含めた1市2町、明和町及び千代田町も含めた1市3町、館林市及び邑楽郡全体、東毛地区4市5町）
- ・傍聴に関するもの
- ・行政機能の移転による負担に関するもの
- ・合併のメリット、デメリットなどを示してほしいというもの
- ・住民投票の実施に関するもの
- ・事務局だけではなく、合併協議会としての回答も加えてほしいというもの
- ・住民説明会を新市基本計画の骨子が完成した時点で開催してほしいというもの

4 お問合せの詳細と事務局からの回答

・回答済み：10件（お問合せ番号1から10）

・収受のみ：2件

5 ホームページへの掲載

両市町の住民に共通理解をいただけるよう、館林市・板倉町合併協議会ホームページに新たなメニュー【寄せられたお問合せと回答】を設け、平成28年10月13日より掲載を開始。

その他

お問合せ番号1

【お問合せ日：平成28年7月15日、方法：メール、お住まい：愛知県】

1市1町の合併協議会のホームページはあるのですか。

事務局からの回答

ホームページは、7月末の公開を目標に現在作成中です。
もうしばらくお待ちくださいますよう、お願いいたします。

お問合せ番号2

【お問合せ日：平成28年7月19日、方法：電話、お住まい：太田市】

明和町も含め、1市2町で議論してほしいと思います。

事務局からの回答

ご意見を承りました。

お問合せ番号3

【お問合せ日：平成28年7月20日、方法：電話、お住まい：館林市】

明和町、千代田町も含め1市3町で議論してほしいと思います。
また、住民投票を行うなど市民目線で対応してほしいと思います。
ホームページが公開となったら、協議会の資料を載せてください。

事務局からの回答

ご意見を承りました。
ホームページは、7月末の公開を目標に現在作成中です。
ホームページが公開となりましたら、資料も掲載します。

お問合せ番号4

【お問合せ日：平成28年8月4日、方法：メール、お住まい：愛知県】

東毛地区の発展のため、館林市・邑楽郡全域または東毛地区4市1郡（5町）で合併を行うべきだと思っておりますが、いかが思われますか。

事務局からの回答

ご指摘のとおり、この地域での合併には、館林市及び邑楽郡や東毛地区全体での合併という、大きな自治体を目指すという選択肢もあると考えます。過去の平成の大合併でも、館林市と邑楽郡、または館林市と大泉町を除く邑楽郡4町での合併の議論も起こりました。また、現在の太田市と桐生市の間では、東毛地域合併協議会が設立されたこともありました。しかしながら、それぞれの自治体の事情もあり、大きな規模での合併に至りませんでした。

今回の館林市・板倉町合併協議会の設立は、法律に定められた住民発議によるものです。現時点で、近隣市町からの法定協議会参加の申し入れも、住民発議も起こらないということはそれぞれの市町において、合併に対する機運が高まっていない状況と考えられます。

現在のところ、本協議会においても広域での合併を目指すべきという話はありません。まずは、館林市と板倉町の1市1町からという考えで協議を進めておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

お問合せ番号5

【お問合せ日：平成28年8月8日、方法：電話、お住まい：埼玉県】

埼玉県民が協議会を傍聴することは可能ですか。

また、第2回協議会で協議する合併協定項目名を教えてください。

事務局からの回答

どなたでも傍聴いただけます。

また、第2回合併協議会で協議する内容は、現在検討中です。

お問合せ番号6

【お問合せ日：平成28年8月12日、方法：メール、お住まい：長野県】

合併には賛成です。

館林市・邑楽郡全域の合併を望みます。

新しい市の名称は館林市としてください。

事務局からの回答

この地域での合併には、館林市及び邑楽郡全体という大きな自治体を目指すという選択肢もあると考えます。過去の平成の大合併でも、館林市と邑楽郡、または館林市と大泉町を除く邑楽郡4町での合併の議論も起こりました。しかしながら、それぞれの自治体の事情もあり合併には至りませんでした。

今回の館林市・板倉町合併協議会の設立は、法律に定められた住民発議によるものです。現時点で、近隣市町からの法定協議会参加の申し入れも、住民発議も起こらないということはそれぞれの市町において、合併に対する機運が高まっていない状況と考えられます。

現在のところ、本協議会においても広域での合併を目指すべきという話はありません。まずは、館林市と板倉町の1市1町からという考えで協議を進めております。

また、新市の名称につきましては、「合併の方式」という重要な議案とも密接な関係にあることから今後、慎重に協議を進める考えでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

お問合せ番号7

【お問合せ日：平成28年9月5日、方法：メール、お住まい：館林市】

協議会の今後の開催日程、場所を掲示してください。傍聴予定に使用します。

事務局からの回答

開催日時等が決まり次第、合併協議会ホームページに掲載するとともに両市町のホームページや広報紙にも掲載したいと考えております。

次回も、ぜひ傍聴にお越しください。

お問合せ番号8

【お問合せ日：平成28年9月12日、方法：メール、お住まい：茨城県】

板倉町出身の者です。

現在は仕事の都合上茨城県に住んでおります。

私は合併に慎重な方が良いと考えているのですが、合併することは確定なのでしょうか。

バリアフリーの観点から見てみると、合併して役場や郵便の機能が館林市に移転してしまい、お年寄りや障害を抱えた人にとってはかなり負担ではないかと考えています。

年老いた祖母と叔母が板倉町におりますので、そこもご検討いただきたいと思っています。

事務局からの回答

はじめに、現在は、合併を大きな目標とした様々な協議を開始した段階ですので、合併することが確定しているものではありません。また、ご意見をいただいた、「一方のまち」の高齢者や障害者にとって合併後の生活がどうなるかといった不安はごもっともであり、これらの課題を合併後にどうするのかの協議の積み重ねによって合併の結論が出るものと考えています。

次に、「役場（庁舎）の機能」につきましては、合併後の新たなまちにおけるきめ細やかな住民サービスを行うために、市と町の2つの庁舎がともに重要な役割を果たすものと考えています。この協議にはもう少し時間が必要ですが、それぞれの庁舎にどのような機能を配置し行政サービスに努めていくのかなど、今後の合併協議会において十分に協議したいと考えています。

最後に、「郵便の機能」につきましては、日本郵便（株）の事業となりますので、合併協議会としてお答えすることはできませんが、合併後におきましても、住民生活への影響がないよう働きかけていきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

今後も、合併協議会での協議内容を公開しますので、ご意見等がございましたら合併協議会事務局までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

お問合せ番号9

【お問合せ日：平成28年9月20日、方法：メール、お住まい：板倉町】

合併協議会便りを拝見いたしました。是非住民にわかりやすい言葉での説明をお願いいたします。

二点お伺いします。

①合併による「メリット」と「デメリット」、そしてデメリットの解消方法などを掲載していただけると、「合併」がわかりやすく、そして、身近なものになると思います。ご検討をお願いします。

②合併協議会が、板倉町の人口のほんの数%の647人の署名により設置され、そこで合併について協議した後に、住民投票を行わずに合併が決定した場合、それが「住民の意思」といえるのか疑問があります。きちんと住民投票などで、住民の意思を確認してほしいと思っています。

事務局からの回答

初めに、①合併のメリット・デメリット、及びデメリットの解消方法に関する情報をホームページに掲載することにつきまして、お答えいたします。

合併協議会では、合併に関する様々な情報を住民の皆様にお知らせし、合併に関する意識を高めていただくため、また、合併をご判断いただく資料として、「新市基本計画」の策定を進めています。この計画において、合併後にどんな「まちづくり」を目指すのか、また、考えられるメリット・デメリットなどを含めてお知らせしたいと考えています。また、市と町の事務事業の相違点をどう調整するかといった「合併協定項目の調整方針」をお知らせし、住民の皆様からいただいたご意見やご要望を今後の合併協議に活かしていきたいと考えています。

なお、メリット・デメリットは、同じ事柄であっても、それぞれの立場や置かれた状況により、それをメリットと感じる方もいれば、逆にデメリットと感じる方もいます。一例として、合併による「メリット」の1つに、規模の拡大による経済の活性化（スケールメリット）が挙げられますが、これも規模が拡大することによって、周辺部がこれまで以上に取り残されるという「デメリット」を強く感じる方もいるなど、情報としての取り扱いに留意すべき点もあります。

現在、新市基本計画の策定途中であり、もう少しお時間をいただくこととなりますが、ご理解をお願いいたします。

続いて、②住民投票などで住民の意思を確認することについてお答えいたします。

館林市・板倉町合併協議会の設立につきましては、合併協議会のホームページ「設立までの経緯」に掲載しているとおりです。板倉町の住民代表による合併協議会設置請求の署名活動が行われ、その署名数が住民の少数であるという考え方がある一方、その後、両市町の住民代表である議会において慎重審議が行われ、ともに議決を経て合併協議会が設立されているという大変重いものと考えています。

ご意見をいただいた「住民の意思確認」につきまして、合併は住民のために行われるものであり、住民の意思を尊重することが最も大切であると認識しております。住民の意思を確認する手段として、住民投票、住民アンケート、パブリックコメントなどが考えられますが、合併協議会として、その実施の有無を現時点で確定しているものではありません。

今後の予定としましては、住民説明会を含む「あらゆる場面」で住民の意見や要望をていねいに確認し、合併協議に反映するとともに、最終的には、住民の代表である両市町の議会の判断を仰ぐことになると考えております。

なお、住民意識（賛成・反対）の高まりを考慮した中で、その意思確認を総合的に判断する必要性もあると考えています。合併に関するあらゆる事項を協議するために設置された合併協議会として、様々な協議を進めたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

お問合せ番号10

【お問合せ日：平成28年10月18日、方法：メール、お住まい：館林市】

寄せられた意見に対して「事務局の回答」だけでなく合併協議の内容に踏み込んだ意見については「合併協議会」の場で披露して委員の意見もお聞きし、出された意見は、「事務局の回答」の後に「合併協議会が出された意見」（協議会の関連する検討項目の協議の場とは別にお聞きした意見）として掲載されると良いと

思います。

また、意見の1つとして出ている「住民の意思」の確認についてですが、合併協議会の計画で3月～4月に各公民館で予定されている「説明会、意見聴取」がその場の1つとお考えになっていると思いますが、この時点では「新市基本計画（案）」の協議会の方向性がほぼ固まった時点であり特に住民意見の反映は事実上難しいものと言えます。

そこでそれより前の「11月予定の計画骨子の確認の時期」に市全体としての説明会意見聴取の場を設けるのが良いと思いますが、いかがでしょうか。（具体的な方法は、いろいろ考えられますが、関心のある方が意見を言える場とする）

事務局からの回答

まず、寄せられたご意見に対して、事務局だけでなく協議会で出された意見として掲載することにつきましては、第3回合併協議会において、これまでにいただいたお問合せと事務局からの回答を報告する予定です。その中で、委員の皆様より事務局からの回答への補足等がございましたら追加で掲載することも検討したいと考えております。

次に、11月予定の計画骨子の確認の時期に説明会や意見聴取の場を設けることにつきましては、11月に審議いただく計画骨子の段階では、新市基本計画の具体的な内容は記載されておらず、また、合併協定項目の審議も進んでいない状況であることから、住民の皆様から具体的なご意見をいただける内容までは盛り込めないものと考えております。

両市町の合併にあたり、住民の皆様に必要な情報をお知らせしたうえで、ご意見ご要望をお伺いするため、新市の進むべき方向性をまとめた計画や、各合併協定項目の調整方針を住民の皆様にお示しすることが必要と考えております。

なお、住民意見の反映につきましては、合併の計画段階に限ったことではなく新市が誕生した場合におきましても、積極的に取り入れる方針でございますのでご理解をよろしくお願いいたします。